デジタル市場競争会議ワーキンググループ (第33回)

- 1. 開催日時:令和4年2月7日(月)15:30~16:30
- 2. 開催形式:通信システムを用いた遠隔開催
- 3. 出席者:

依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授

生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授

川濵 昇 京都大学大学院 法学研究科 教授

川本 大亮 PwCあらた有限責任監査法人 パートナー

伊永 大輔 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授

塩野 誠 ㈱経営共創基盤 共同経営者/マネージングディレクター

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

森川 博之 東京大学大学院 工学系研究科 教授

山田 香織 フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所 パートナ ー弁護士

(デジタル市場競争会議 構成員)

泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授 (オブザーバー)

小林慎太郎 野村総合研究所 上級コンサルタント

4. 議事

- (1) これまでの議論を踏まえた論点整理
- 5. 配布資料

資料 事務局提出資料 (非公表)

○依田座長

ただいまから「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催いたします。 本日、上野山議員が御欠席と伺っております。

川濵議員は途中からの御出席、川本議員、森川議員、生貝議員は途中退席されると伺っております。

また、デジタル市場競争会議から泉水議員にも御参加いただきます。さらに野村総合研 究所の小林様にもオブザーバーとして御参加いただきます。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○成田審議官

成田でございます。

本日もお忙しい中、ありがとうございます。

本日は、前回に引き続きまして、これまでのディスカッションを踏まえて、個々の競争上の懸念事項などについて、競争上のハームやそれに対応する対応案、オプションのようなものについて、事務局で整理いたしました資料について御説明をし、議員の皆様に御議論いただければと思っております。

今回は、前回のモバイルOSの議論の続きで、残った部分の論点が幾つかございますので、 その部分と、ボイスアシスタントとウェアラブルについての御議論をいただきたいと思っ ております。

前回と同様、論点が多岐にわたっておりますので、本日の議論は、ボイスアシスタント、ウェアラブル、モバイルOSの三つに分けて御議論をいただければと思っております。

本日の資料も事業者からの機密情報が含まれておりますので、非公表とさせていただきます。本資料につきまして、皆様限りとしていただきまして、取扱いには御注意いただければと考えております。

本日の議事録につきましては、いつもどおり発言者の皆様の確認を経た上で公表する予 定でございます。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、まず事務局からボイスアシスタントについて、資料に基づいて20分ほどで御 説明をいただいた後、議員の皆様からコメントをいただきます。

コメントは、生貝議員から順にいただきまして、グループを二つに割りまして、事務局から回答をお願いいたします。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

○成田審議官

承知しました。

そうしましたら、ボイスアシスタントにつきまして、御議論をいただければと思います

ので、ボイスアシスタントの主要な論点について、少しまとめさせていただいております ので、説明をさせていただきます。

まずボイスアシスタントについて、市場全体をどう捉えて、対応の方向性を考えるときにどんな考え方で臨むかということでございます。

これは秋にも何度か御議論いただきましたので、その御議論を踏まえて少し整理をさせていただいております。もちろんまだ議論の途中でございますので、様々な御意見を賜れればと思っております。

1)として、市場の全体感をどう捉えて、対応の方向性を検討するに当たっての考え方でございますけれども、市場の状況としては、繰り返しになりますけれども、ボイスアシスタントの市場はいまだ発展途上であるということで、その主な顧客接点としては、スマホとスマートスピーカーの大きく二つあります。それ以外にももちろんあるのですけれども、両者の二つでは構造的に大きな違いがあるということだと思っております。

具体的に需要サイドを見たときに、スマホにつきましては、ユーザーへの浸透がかなり進んでいるということで、日本は64%ということでございますけれども、いずれにしても、利用者数としては非常に大きいということです。

また、利用形態としてスマートスピーカーとの違いという意味では、スマホ自体は、当然ですけれども、移動時も含めて常時利用されるものだということで、そういう特徴を持つということであります。

これに対してスピーカーでありますけれども、こちらは市場への浸透はいまだ途上で、 世帯普及率ベースで1割強程度ということでございます。使われ方は、置かれるものでご ざいますので、基本的には家庭内での利用ということで、需要サイドから見たときの違い があるということでございます。

供給サイドでございますけれども、これは前回のOSのときにずっと議論がありましたが、スマホについては、OSベンダー2社の寡占の状況になっているということで、相互のスイッチングコストも高く、スマホ上でのエコシステムをつくろうと思っても、新規参入が難しい。そういう意味での競争は非常に望みにくい状況になっているということで、そういうことと相まって、エコシステムにおけるOSベンダーの影響力は非常に大きい状況になっていると思います。

これに対し、もう一つの顧客接点になっているスピーカーは、市場参入ができる事業者は、いろんな意味で参入障壁があるというのは、以前にも御議論いただきましたけれども、他方で市場自体は市場拡大の余地があり、競争が機能し得る状況なのだろうということで、こういった意味で、需要サイド、供給サイドのそれぞれで、スマホとスピーカーで違いがあるのではないかということでございます。

そういう中で、様々な懸念事項が指摘されてきているわけですけれども、大きく以下の 二つに大別して検討することでどうでしょうかということであります。

一つ目は、スマホにおけるボイスアシスタント事業者間の競争が阻害されているという

懸念です。

二つ目は、ボイスアシスタント事業者とボイスアシスタントを利用してサービスを提供するアプリとか、IoT機器のベンダーとの間での懸念ということで、大別して議論してはどうかという提案でございます。

そう分けたときに主な論点でありますけれども、論点1として、市場が発展途上である現状において、特に今の時点ではボイスアシスタント事業者間の競争環境がきちっと確保されることに重点を置いた対応を考えていってはどうか。そう考えた場合に競争が機能しにくいスマホにおいて、スマホのS事業者以外のボイスアシスタント事業者を含めた競争環境が確保されるようなことを追求してはどうかということがまず1点目でございます。

論点2でございますけれども、もう一つのカテゴリーとして整理を申し上げたボイスアシスタントと、その上でいろいろサービス展開しようとするアプリとか、機器ベンダーとの間の懸念事項についてでありますけれども、この点については、イノベーションとか、投資への阻害のおそれを勘案しながら、現時点で政府の強い介入については、少し慎重に考えることも一つの考え方ではないかということで、むしろ論点1で申し上げましたボイスアシスタント事業者間の競争が活発に行われる環境をつくることによって、今、アプリ・ベンダー等を巻き込んでいくエコシステムの形成がまだ途上でございますので、その途上での競争がきちっと行われることによって、アプリ・ベンダー等々の関係での対応の改善を促される、そういう方向に持っていくということで、市場の設計を考えてはどうか。

論点3ですけれども、他方で、ボイスアシスタント事業者とアプリ・ベンダー等との関係というのは、懸念自体は急速に支配力が強まって、看過できない状況になるおそれもあるということで、そういう意味で、様々な懸念事項に対して、ただ放っておくということでもよくないのだろうということで「かかる観点から」というところに書いてございますけれども、今回、競争評価を行っていただいておりますので、この競争評価を通じて出てきたモニターすべき項目をきちっと提示をした上で、リストアップされたものについて、関係当局がモニターしながら、必要に応じて、例えば競争上の問題が認められる場合に独禁法等で迅速な対応をやりますということを対外的にも言っていくことで、少し牽制をしながら構えもつくっておくという対応が考えられるのではないかということでございます。

ただ、この際に、広くデジタル市場をめぐるグローバルな議論というのは、デジタルの事情に既存のツールが対応できていないところが問題意識の発端でございますが、その中ではいわゆる事前規制をやるのか、あるいは暫定的な措置というか、中間的なInterim Measureと言われているようなツールもあるということで、そういった議論もあるわけですけれども、この懸念については、事前規制でやるよりは、迅速に事が起きたときに対応できるようにするというのはどうかということです。独禁法であれば、例えば緊急停止命令の申立てがあるわけですけれども、これが効果的に機能するかどうかというところの論点があろうかと思いますが、そういうことをうまく有効に使っていくことも考えられるのかどうか、あるいは今の独禁法のツールでは難点があるということで、何らかの見直しが必

要だということであれば、その辺りの独禁法以外のツールも含めて、事前規制をしないで も代わりの対応として迅速に対応できるようなツールとしてどんなものがあるかというこ とについても、今日、いろいろとお知恵をいただければと思っております。

以上が大きな論点の一つ目でございます。

論点の二つ目です。先ほど二つにカテゴライズさせていただきましたけれども、スマホにおいてボイスアシスタント事業者間の競争環境の確保の観点からの対応ということで、これについては、大きく三つぐらいの懸念が絡んでいるということでございます。

状況のところに書いてございますように、まずはプリイン、デフォルトの問題でありまして、iPhoneだとSiriがプリイン、デフォルト設定されており、デフォルト変更はできないのではないかということで、事実は確認中でございますが、それが1点です。

AndroidはOEMの選択を前提としながら、事実上はGoogle Assistantがプリイン、デフォルト設定されていて、デフォルト変更はできるとされております。

共に第三者のボイスアシスタントのインストールは可能だということでございます。

今まで何度かありましたように、スマホの場合は、操作性などの制約からプリイン、デフォルト設定の影響が非常に大きいと言われておりますけれども、そういう意味で、スマホにおいて、スマホのS事業者以外のボイスアシスタントがその利用を広げるのはなかなか容易ではない状況と考えられる中で、この辺りをどう考えるかということだと思います。

また、スマホにおいて、スマホのS事業者以外のボイスアシスタントについて、仮にユーザーがインストールしたとしても、ウェイクワードの利用に制約があるといったことがありまして、ボイスアシスタントの場合は、ウェイクワードを使えないというのは、サービスの性質上、ディスアドバンテージになっているという指摘があるところをどう考えるかというポイントです。

そのほか、スマホのS事業者以外のボイスアシスタントについては、例えばテキストメッセージの読み上げとか、送信、また、カメラの自撮り機能についてカチャッと撮ってくれるまでやってくれないとか、そういった制約もあるということで、この辺りをどう考えるのかということも関係してくると思っております。

主な論点でございますけれども、今、申し上げていた幾つかについて、まずはプリイン、デフォルトへの対応ということにつきましては、OSの議論でもあったわけですけれども、例えばデフォルトの変更を可能とすることを義務づけるとか、デフォルト変更に伴う表示などを分かりやすいようにする、あるいは誘導されているようなところがあればそれは控えるようにするようなことを求めることがあり得るのかどうかということであります。

論点2でありますけれども、これに加えて、プリインとか、デフォルトへの対応としては、0Sのところでは選択画面という提案もあったわけですが、ボイスアシスタントの場合、選択画面をどこまで要求していくべきなのかということで、UXへの影響などを考えたときに、その辺りをどう考えるのか、論点1、論点2でどれだけ有効なのかということも含めて、御議論いただければと思います。

論点3は、ウェイクワードの話や機能へのアクセスの問題ということで、これは基本的に自社のボイスアシスタントと同等の利用やアクセスを認めることを義務づけることが対応としてあり得るのかどうかということでございます。

最後に3点目の論点でございますけれども、ボイスアシスタント事業者とアプリ等の事業者との間の懸念ということで、繰り返しになりますが、ここの環境の中でもその他の懸念が指摘されているわけですけれども、大きく言って、ボイスアシスタント事業者間で若干の懸念の差異があることと、今、主要な3社がありますが、対応に大きな差異がないものと分けて整理をしています。

主な論点として論点1でありますけれども、例えば審査とか認証が不明確、遅い、急に変更がある等で負担が大きいとか、仕様変更への通知や問合せ対応についての不満の声が聞かれておりますけれども、これらについては、主要3社のうち1社については、比較的丁寧な対応がされていると指摘もあり、多少その対応に差があるというところがございます。

こういった問題については、先ほど来、お話ししているように、アプリ事業者を取り込むエコシステム形成に向けたボイスアシスタント事業者間の競争の途上ということで、その競争がきちっとなされることを通じて、逆に呼び込む先のアプリ事業者への改善を促していくといったようなことの対応でできるのかどうかということが1点目です。

論点2でございますけれども、逆に3社とも同じような対応をしているという観点から考えたときに、ボイスアシスタント事業者間の競争によって改善される余地がどこまであるかというところに若干懸念があるイシューも幾つかございます。

それらについても、現時点でのいわゆる事前規制ということでの介入をしないということだとしても、いずれの項目も要モニタリング項目としてきちっと位置づけて、必要があれば、独禁法による迅速な対応を行っていくこととすることについてどうかという点であります。

各論点について少し掘り下げて見ていくと、大きく三つ挙げておりますけれども、一つは課金システムの利用拘束ということで、これについては、今ある主要な3社について申し上げますと、いずれもアプリ等における課金は、自社の課金システムの利用に限定しているという実態でございます。

リンクアウトへの制限ということも議論としてあったと思いますけれども、例えばアマゾンについては、リンクアウト先について、サービスを提供するサードパーティーについてリンクアウトできるケースはスキルが優先されているのではないかとの懸念の声がある。そのスキルはアマゾンの課金システムの利用が義務づけられているという意味で課金が縛られていることと、画面がある場合、ブラウザーからリンクアウトすることもあるのですけれども、課金をするサイトについては、Amazon Payを利用しているサイトが優先されているのではないかという懸念はあるようでございます。

書いていないのですけれども、グーグルについては、そもそも画面上のブラウザー自体

が提供されないというか、そういう意味でのより厳しいリンクアウトの制約があるといった指摘がなされております。

いずれにしても、課金拘束がなされているわけですけれども、他方で、実態として、ボイスアシスタントの特に日本の市場の場合は、課金を伴うサービスはそこまで普及していないということですので、課金拘束自体による弊害はどこまで大きいのかという視点はあろうかと思います。そういう意味では、直ちに規制なりを検討するよりは、きちんとウオッチをしておいて、もちろんアプリ事業者にとってのマネタイズの制約になりかねないところはございますので、そういったところをよく見た上で、必要な対応をしていくことでどうかということでございます。

2点目は、音声提示等における自社優遇ということで、これまで何度かお話ししてきておりますように、ボイスアシスタントの場合は、最初に提示されるものが圧倒的に有利であり、自社サービスが有利に提示されているのではないかという懸念があるということで、プラットフォーム事業者からの今までの反応としては、そもそもボイスアシスタントについて選択肢を提示することはそんなに多くないといったようなことであったり、きちっと顧客のニーズに合わせて提示しているという説明はあるわけです。

この部分についても弊害は看過できないようなものではあるわけですが、ボイスアシスタントの市場はまだ発展途上であることを鑑みたときに、アプリにもよると思いますけれども、アプリ側から見た場合、顧客へのアクセスにおける不可欠性の度合いという観点を踏まえると、今の時点ですぐに強い事前規制のものを入れるよりは、きちっと状況をモニターしながら、必要に応じて対応するといったアプローチが考えられると思いますけれども、この辺りをどう考えるか。今の時点ではこれは問題ということで、何らかの対応をするのかという辺りを御議論いただければと思います。

最後にローデータの問題で、いわゆる音声を録音したデータそのものについては、主要 3社とも第三者と共有していないというのが現状でございますけれども、ボイスアシスタ ント事業者のみがローデータを活用できるということで、ローデータ自体は非常にリッチ な情報だということも、この場でも何度か議論があったと思いますが、そういう意味で、 競争上のイコールフッティングの阻害が懸念されるわけです。

逆にボイスアシスタントの領域は、プライバシーの侵害に対する懸念がユーザーサイドから見ると強いので、何かトラブルがあると、ボイスアシスタントの発展そのものを阻害するリスクもあるということで、この辺についても、何らか共有するという形での規制の導入については、リスクもあり得るということで、これもモニターしながら、状況を見ていくような対応でどうだろうかということでございます。

なお、諸外国でございますけれども、DMAについては、議会の提案でボイスアシスタントを対象にしようという動きがあって、最終的にどうなるかというのは、まだ決着が見えていません。アメリカもボイスアシスタントが入り得るような規定になっているということで、両者は流動的でありますけれども、もう一つは、どちらも法案の対象とされる規模要

件がございますので、実質的に規制の対象になっていくのかという点も含め、ここはよく ウオッチをしておく必要があると思っております。

私からのボイスアシスタントの説明は以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、ボイスアシスタントについて、生貝議員から順にコメントをお願いします。 まず生貝議員からお願いいたします。

○生貝議員

丁寧な御説明をありがとうございました。

私からごく簡単に3点程度になります。

まずボイスアシスタントについて、一つ目は、ボイスアシスタント間の競争が重要であるというところです。特に2の3で御指摘いただいたような、スマホにおける機能へのアクセスの公平性というのは、大変重要なところだろうと思っています。

2点目といたしまして、ボイスアシスタント全体として、もちろん市場の発展はトータルで存在するといったところに鑑みましても、いわゆる本当の事前規制を今の段階でどの程度考えるかというのは、様々な検討が必要だと思うのですけれども、例えば自社優遇のような論点、あるいはデータアクセス等の論点を含めて、透明化法のようなモニタリングの枠組みとしてのアプローチは考えられるのではないか。対象市場は違いますけれども、欧州のP2B規則でも基本的に規模要件は存在しません。そういう手段を含めて果たしてどういったツールの使い分けがあるかというものは、考える余地があるのだろうというのが2点目です。

3点目につきまして、私は前半で抜けてしまうので、後半のウェアラブルとボイスアシスタントの両方を合わせた形で、少し追加の情報提供も併せてになるのですけれども、御指摘のとおり、DMA等の中に二つの市場が含まれるのかどうかというのは様々な議論がある中で、これとは別にいわゆるデータ活用政策の観点から、欧州委員会でデータ法と呼ばれる、新たなデータに焦点を当てた規律の枠組みを導入しようとしているところでございまして、ちょうど2月の後半には、正式にその法案が公表される予定なのでございますけれども、既に内容の大まかな方向性については、かなりの程度は共有されているところでございます。

その中で、様々な論点が含まれるのですけれども、特にデータの共有のところに関して、まさにここで焦点を当てているウェアラブルデバイスのような、いわゆるIoTコネクテッド・オブジェクト、さらにはバーチャルアシスタントの製造者等が、個人あるいは企業等の法人ユーザーに対し、その利用によりどういうデータが生成されているのかを知らせ、そして、自ら生成したデータにアクセスして利用することができ、そのデータを第三者に共有することができるようにしなければならないという形での法的枠組みを導入しようとしていると存じております。

そうしましたときに、伝統的な意味での競争という観点はもちろんなのですけれども、個人が自らのデータ、それは場合によっては法人も含めて、どうアクセスして利用できるべきなのか。より多くのデータがこういったデータ生成源の中に死蔵されてしまわず、活用できるためにはどのような施策があるのかといったような観点からも、まさに二つの市場というのは、非常に検討の余地があるところだと思います。

場合によりましては、今回はある種のバーティカルな形で特定の市場を焦点とした形で 議論しているところでございますけれども、データに関しては、水平的なモダリティー、 広くデータのアクセスの在り方といったところの観点からも、特に検討する価値が高いと ころだと感じております。

データ法の議論は、デジタル市場法の議論とも極めて密接に関わるところでございますので、今後のオプションを考えていく上でも、ぜひよく検討していただきたいと感じています。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、川本議員、お願いします。

○川本議員

資料の取りまとめをいつもありがとうございます。

私からは2点触れさせていただきたいと思います。

まず最初に、ボイスアシスタントの領域はまさに発展途上で、これからどのくらいのスピードで発展していくか、その中でどのように寡占が起きるのか、起きないのかはまだ見えない部分も大きく、そういった現状の中で、現時点で競争が起きにくいスマホ領域においてOS事業者以外のボイスアシスタント事業者を含めた競争環境が確保されることに重点を置いた対応を検討していくことは同意です。

全体の対応方針として、市場がまだ未成熟で、ハームも明確化していない現時点でこの 領域を規制対象とするのは難しい状況なのだと思います。一方で、今後という意味でボイ スアシスタントやウェアラブルも同様だと思うのですが、そういった市場の状況をモニタ ーしていく際に、これまで見てきた分野と同様に、プラットフォーム事業者がほかのレイ ヤーでの支配力をてこに、この分野での競争を有利に進めることが起こり得ることは当然 想定されます。そういった周辺レイヤーの動向も併せて情報収集していくことになると、 当然当局が包括的な調査を行うために、大量な時間とリソースを必要とします。市場をモ ニターして、何かあれば独禁法で対応という方法だけで、今後、ハームが顕在化した際に 迅速に対応ができるのかというと、不安があるのではないでしょうか。

データの囲い込み、サードパーティーへの機能制限、デフォルト設定、課金システムの 拘束など、将来的に起こり得るハームというのは、いろんな領域を見ていく中で共通項と してある程度見えてきています。そういった問題に対応するには、透明化法の活用に加え て、事前規制的な話になってしまうかもしれないのですが、DMAのゲートキーパーに対する 規制のように、どのレイヤーにおいても課題に対して共通に対応できるスキームの検討は しておいて、将来、市場規模が拡大して、仮にその中で寡占が進んで課題が顕在化してき た場合、タイムリーに規制対象に入れ込めるような準備は、この段階で進めておくべきで はないかと思っております。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

私も2点コメントなのですが、その前に提示された案に全面的に賛成します。特に4ページ、5ページにある論点2の①②③については、直ちに規制を導入するところまで要しないというのは、しようがないだろうと思っています。

その上で、必要な規制としては、API接続といった被差別的な接続は義務として要求していいだろうと考えています。入り口段階のチョイスだけではなくて、スイッチングの容易化ということも含めて、被差別的な取扱いを義務付けるようにしたらどうかと思います。特に音声提示による自社優遇を認めざるを得ないという状況でしたら、ボイスアシスタントの切替えが容易でないと、一定のアプリとか、一定のコンテンツに縛られてしまいますので、別のボイスアシスタントに変えることで、別のコンテンツへの容易なアクセスを確保しないと、②③といったところを含めたエコシステム全体での競争が期待できないだろうと思います。これが1点目です。

2点目は、先ほど川本議員にも触れていただきましたが、独禁法の迅速な対応が可能かどうかという話で、これは難しいと思っています。特にボイスアシスタント機能というのは、現在では補完機能にすぎませんので、おそらく市場画定をしようとしても、サブマーケットということで画定させてもらえないことになると思っています。今後はIoTなどが普及してきますと、重要なインターフェースになってくるとは思いますが、現時点ではまず難しいでしょう。米国のエピック対アップル事件でも、サブマーケットを画定できないことが違反認定できなかった主要因になっていますし、グーグル事件はまだこれから本格的に審理されますが、やはりサブマーケットの市場画定が難しい論点になっています。

具体的に言いますと、エピック対アップル事件では、最終的にモバイルゲーム市場という市場が画定されたのですが、問題となっていたアプリ課金市場ではないのです。アプリ課金市場というのは成立しないと言われてしまい、それがエピック側の敗訴につながったということがあります。それと同じように、ボイスアシスタント市場という市場画定はなかなか難しいだろうと思っています。

こうした点を考えますと、独禁法の迅速な執行可能性というのは、現状ではおよそ期待

できないだろうと思います。次の一手を考えなければいけないということで、何度か申し上げていることですが、私は独禁法学者なので、なるべくなら独禁法の枠内で課題を克服しやすいような武器を手に入れてもらいたいという趣旨から、特殊指定の活用を考えています。要は、特定の事業分野に限定して、市場画定をしなくても違法にできるという立法措置を現行法の枠内で公正取引委員会は取ることができますので、それを検討していただきたいと思うわけです。一方で、3年ぐらい前から申し上げているのですが、それでも動かないということであれば、それに代わるような別法案を用意しなければいけない時期に来ています。その別法案の受入れ先が透明化法にならざるを得ないということもあると思っています。DMAのような法案を用意するということですが、同じことが法改正なく、公正取引委員会で用意できるのであれば、そのほうが私は望ましいと今でも思っています。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、塩野議員、お願いいたします。

○塩野議員

取りまとめいただき、ありがとうございました。

ボイスアシスタントに関しまして、プリインであったり、デフォルトというのは強力だと思うのですけれども、現在、公正な競争をゆがめる機会が生じるほど、本件はエコシステムが形成されているとはビジネスサイドから見えないと思います。そういう意味では、ほかの先生方もおっしゃっているように、事前規制のために自己優遇の事実であったり、排除の立証というのは、論点かつそこは難しかろうという感じがいたします。

一方で、これも事業と技術の構成上、プラットフォーマーが事業戦略として自社優遇はしていくのではないかと思います。特にこういうところがあり得るということで産業界の人と話としているのは、例えば市場支配として急速に自動車の知能化が進んでいて、自動車の社内などは、音声で全部指示をするとか、何らかのコマンドを入れるとか、そういったところですごく使われるようになっていった場合、今のプリイン、デフォルトというものは、強力な立場としてプラットフォームが扱っていくのではないかと思います。その中の現行法の構成では難しいということがありまして、伊永先生もおっしゃるように、特殊指定みたいな話をお伺いして、業界指定みたいな話になるということを感じます。

これまで競争の中でお話をいただいていた相場観からすると、自社のボイスアシスタント同様の機能をサードパーティーへ提供していく枠組みというのは、何らか必要なのかということと、本件で議論として出ていなかったように思うのですけれども、障害とか、ハンディキャップのある方のアクセシビリティーの観点を検討すべきなのか。

意味としましては、アクセシビリティーは文字の読み上げをすることが入っていると思うのですけれども、障害のある方がサードパーティーのアプリなどを使うときに、本来、 0Sを持っているプラットフォーマーだったら使えるものが使えないがゆえに、アクセシビ リティーが制限されている。それはあまりよくないことですといったことで、何らかの介入ができるとか、そういったアングルがあると思っておりました。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。

ちょっと遅れてしまいまして、申し訳ありませんでした。

ここの部分なのですけれども、前回申し上げました通り、マーケットとの対話をすごく 意識していただくことが大事だと思っています。その意味で、ボイスアシスタントとか、 この辺りを取り上げているわけですけれども、我々がここをなぜ大事だと思っているのか ということをしっかり言っていただくことが大事なところです。

ここに競争上の懸念があり得るかもしれないということをプロアクティブに見たときに、端的に言うと「懸念をしています」というメッセージが正しく伝わる必要がありまして、なぜ懸念をしているのかというと、ほかのところでプラットフォーマーがそういうことをやってきて、ここがそれだけ重要なものなのであれば、構造的にそういうことができてしまいます。今までやってきたことからすれば、いつかはやるのではないですかと我々は予期しているということだと思うので、それに対してどうにかしなければいけないという問題意識、課題意識を持っていますということを伝える必要があります。

これが伝わった上で、現状に何かする必要があるかという話をしたときに、今の段階ではまだそこまでひどい状態にはなっていないと評価しているけれども、当然これが実際に普及し、市場を形成するに至るフェーズになってきたときに、おかしな競争制限的なことをするのであれば、直ちにインタービーンしますというメッセージを伝えなければ駄目なのだろうと思います。

論点整理をしたときの論点としてこういうことでいいかというのは構わないのですけれども、論点を整理するというより大切なことは、一定のストーリーを紡ぎだして我々のポジションを語る、マーケットとの対話のスタンスをとるだと思うので、そこをしっかりやっていただきたいと思います。それ以外の個別の論点は、分析の結果、このようになっているということだと承知をしておりまして、それぞれの分析はペーパーも含めて見させていただいて、大きく違和感があるところではないので、賛成いたしますが、そこの全体を正しく伝えていただきたいと思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

前半最後、森川議員、よろしくお願いいたします。

○森川議員

ありがとうございます。

まとめていただいたこちらの方向感は全て賛同いたします。プリインストール、デフォルトへの対応などを含めたボイスアシスタント事業者間の競争環境を確保していくことが 重要だと思っています。

その中で二つほど、今まで伊永先生を中心に独禁法で難しいというような御議論をいただいております。それは私もそう思っておりまして、こちらに関しては、やり方は専門の先生方からの御知見もいただきながら、ぜひアジャイルガバナンス的な進め方の第一弾になってほしいという期待が一つ目です。

二つ目は、ボイスアシスタントの裏側に認識エンジンが必ず入るのですが、認識エンジンに関しては、どう考えても国内企業に優位性があってほしいというのが期待でございまして、これは地図と同じようなものと位置づけております。地図などは、日本ならではというところで頑張っていますので、地図と同じように、そういう認識エンジン開発で、こちらに日本語のデータを全て吸い上げられてしまうと、非常に厳しいことになってしまいますので、これを今回の議論の裏側で頭の片隅に置いていただきながら、進めていただきたいというのが期待になります。

以上です。ありがとうございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

前半のここまでで、事務局からコメントやリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

様々な貴重な御意見をありがとうございます。

後でまとめてコメントさせていただければと思うのですけれども、今出ております独禁 法など、迅速対応するときのツールといいますか、その辺りで御意見等をいただければと 思います。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

今ございましたように、原則的に方向性に関しては御議論で皆さんに御賛同いただけておりまして、政府の強い介入、事前規制においては、今の時点では慎重であるべきだという意見が出ました。事務局にもありましたが、独禁法における迅速な対応に対する具体的なツールというのはどういうものがあるかに関しては、議論を深めるところがありますので、後半の先生方、もしそこでお知恵がありましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、後半に入りまして、まず山田先生、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

知恵があるわけではないのですけれども、皆さんがおっしゃるとおりに、独禁法というか、そもそもIT分野で自己優遇をどうするのかということについて、インテルの判決が出てから時間がたちましたけれども、たてばたつほど、業界全体で少なくとも独禁法の実務家の間では揺れているというか、驚いているというか、あれが何を意味するのかということで、逆に言うと、グーグルのAndroidの案件もひっくり返るのではないかというぐらい、衝撃が走っている状況の中で、どこに線を引くのか。

恐らくいろんなことを言う人はいますけれども、あの判決が意味するところは、ドイツのように独禁法を広げることによってこういう問題を解決しようという発想か、あるいは全く新しい法律をつくるしかないのかといういろんな意見がある中で、前者に広げ過ぎるなというくぎを刺すものではないかという解釈をしている人もいます。どう世界中が動いていくか読めない中で日本がどうするのかという状況下で、少なくともこのボイスやウェアラブルについて、今、自己優遇とか、しかも、顕著な違反というような声も出ていない、困っているという声も出ていない中で、今回のレポートがこのラインで線を引くことはいいと思います。

皆さんがおっしゃるとおり、今後、自己優遇について支障が出てきたときにどうするのかという話で、塩野先生もおっしゃっていましたけれども、何もないと当然自己優遇をやってもいいということで動いていくと予想される、逆に言うと、プラットフォーマー側にも何もガイダンスがないとすごく酷だと思うのです。何もルールがないなら、当然いいということになりますので、そこはフラッグする、あるいは会話をする、その会話のためのプラットフォームは何がいいのかは分からないですけれども、それがもしかしたら、透明化の中で会話をする機会をつくることに意味があり、かつ何か新しいDSA、DMAみたいな法律をつくるのであれば、その中にピンポイントではせず、キャッチオールで、こういうことがあれば、原則として当局の介入が入る可能性があるみたいな書き方をするのか。ただ何もフラッグしていないというのは、プラットフォーマー側にとっても酷なのではないかというコメントです。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川濱議員、お願いいたします。

○川濵議員

遅れた上に混乱してしまい申しわけありません。

今回の資料は、これまでの議論の流れを的確にまとめていただいており、その方向には 異論はございません。おそらく、これを実践する手段が何かということが課題となります。 特に問題点としては、ボイスアシスタントがまだ成長途上だから介入できないのは分かる けれども、ボイスアシスタントの競争自身がある程度公正に行われていく必要があります。 特にモバイルプラットフォームの担い手が著しく有利になる結果、そこの競争が停滞して しまうと、日本のボイスアシスタントに関するイノベーション競争も十分に行われない可 能性もあります。

その点で、モバイルに関するOSの担い手によって、そうでないボイスアシストの活動が不当に妨害されないようにする必要があることは確かです。

他方、これまでの欧州委員会やアメリカの判例などを見ると、競争法で具体的にセオリーオブハームを明らかにして立証するのは至難の業であって、他方、現実に競争上の反競争効果が生じる前であっても、生じそうな行為、要するに予防原則型の規制がどこかで導入する必要があることは、この間の欧州やアメリカにおける動きということです。

これはまさに事前規制そのものなのだけれども、これに関しては、今まで自己優遇の問題とか、平等のアクセスの問題ということで、何らかの形で原理、プリンシプルみたいなものは確立されつつあるのではないかということから、何らかの形でそれを入れていく必要があるのだろうと思います。

その際、不公正な取引法における特殊指定が提案されることもありますが、それも難しいということは確認しておく必要があろうかと思います。いまだ発展途上の業界で特定タイプの事業者の行動を明確な形で規律するのは立法技術的に難しいように思います。恐らくここの問題で特に重要なのは、規制対象となるものは全ての業態に関してこのような行為が問題になるわけではなく、ある程度力を持った、とりわけ横断的な部分で、個別市場に注目したわけではなくて、横断的な形で力を持った企業が行うこと、特定のフロンティアにおける活動を指定するというのは、ゲートキーパー規制をされているものと類似の形での施行方法を取らざるを得ないので、何らかの形で立法を要するのではないか。

透明化法の枠組みにうまく乗るかどうかも含めて検討すべき必要があるのではないか。 要するにここで出された問題はまさにそのとおりです。ただし、これに対しての対応策と しては、既存の武器だけでは足らないのではないかということを直視した上で考えていく 時期に来たのではないかという感触でございます。

その他の論点に関しては、皆さんの議論でほぼ収れんしますし、私もその意見に全くの 賛成でございます。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、泉水議員、お願いいたします。

○泉水議員

よろしくお願いします。

私のほうでも独禁法ということで論点が提示されましたので、そちらを申し上げたいと思いますが、その前に今日の資料の3ページ目のところを先に申し上げますと、特にボイスアシスタントの事業者間の競争、特にスマートフォン2社のいる市場に対する新規参入者も含めた、あるいは新規参入者に脅威を当たるような競争です。一番懸念されるのは、

スマートフォンの二つの0S提供者によるボイスアシスタント市場における市場支配力がかなり確立し、維持強化されるのではないかと思いますので、これに対してどうするかという点について、生貝先生もおっしゃいましたが、論点1、論点2というよりは、論点3がとりわけ大事であろうと思います。

競争者が参入するための障害があるとするならば、障害を見つけて、それに対して障害を取り除く。その場合に様々な制度があると思いますけれども、本当にそうなのかということも含めて、いろんな障害を取り除いていく。結果的に、それぞれで支配的市場を獲得するかもしれない、維持するかもしれないのですが、実際に参入ができなくても、常に参入の脅威があれば、それによって競争は改善されますので、その点で潜在的な参入圧力も含めて、なお確保できるかどうかは非常に重要だと思っております。これが第1点です。

さらに2点申し上げます。第2点です。最後の点ですが、先ほどの2ページのところでして、論点3に関わるところです。独禁法、あるいは独禁法にかかわらず、どういう規制方法があるのかですが、皆さんがおっしゃったことと基本的には一緒です。透明化法という方法があり得ますけれども、開示規制が中心ですので、自己優遇等のデータの活用等について、開示規制だけでうまくいくのかというと、必ずしもそうはいかないと思います。

そうとするならば、事前規制としてDMAのような規制の方法がまずは考えられるだろうと 思います。もちろん独禁法の規制もあるわけですが、結論として言うと、DMAのような事前 規制が考えられます。伊永先生もおっしゃったように、DMAとか、ドイツの競争制限禁止法 のようなもので、規制は市場画定しなくていいとか、正当化理由によって正当化できない、 立証責任を転換するという形で、独禁法を使うよりもかなり介入が容易になっています。

日本についても、本当にできないのか。伊永先生は、例えば市場は個々の市場を画定できないとおっしゃいましたが、日本では昨年のプリンターとトナーの事件などが参考になります。これらの民事訴訟においては、ロックイン市場、アフターマーケットを市場画定していますから、日本の場合は事例がありますので、アメリカほどではないと思うのですけれども、それなりの障害があるのは間違いないと思います。そういうことで、DMAを中心とした事前規制の可能性があるだろうと思います。

特殊指定については、川濵先生のおっしゃるとおりだと思いますが、とりわけエンフォースメントが非常に弱いので、特殊指定を入れてもそんなに効果はありません。例えば私的独占に特殊指定制度を新たにつくって、エンフォースメントも結構強いものを入れるような立法政策はあるかもしれませんけれども、そのような方法は考えられるのかもしれません。

最後に、皆さんがおっしゃっていない点でして、EUにおいて例の暫定措置とか、中間措置としてのInterim Measureを欧州委員会が活用する動きがあるわけです。これについては、DMAが成立すると、その動きがどうなるかはよく分かりませんが、しかし、欧州委員会はかなり積極的にこれを活用したいと考えているといろんなところから示されているわけです。

法制度上、このような制度が日本ではできないのかというところが気になっていて、こ

のペーパーにありますとおり、緊急停止命令という制度が我が国の独禁法には昔からある わけです。これがデジタルの時代において活用できないのかという点が気になるところで す。この点について議論したほうがいいと思っております。

この点については、50年弱前に緊急停止命令の決定が出されて、それ以降は出されていない状況にはあるのですけれども、御存じのように、楽天の事件においては、緊急停止命令の申立てがなされて、楽天が措置を提案したことによって、申立てが取り下げられたとか、10年ちょっと前に有線ブロードネットワークスについても同様の行為がなされていますので、そういう意味で言えば、これまでも緊急停止命令はそれなりに機能をしてきていると思います。これが使えないかという点です。

ただ、これについては、事前規制としてどこまでできるのかという論点があります。つまり公正取引委員会が排除措置命令を出すことはできるのだけれども、そのためにはいましばらく時間が必要とか、あるいは立証するための証拠がもう少し必要だという段階で緊急停止命令の必要があるとして申し立てるということで、独禁法違反の疑いがあるという要件がありますので、そのときに申し立てられるわけですが、例えば欧州の暫定措置についても、欧州委員会がどう考えるか、必ずしもよく分かりませんが、ネットワーク効果が発生して、ティッピングが起こる段階でこの措置を取りたいというように報道されているのです。

そうすると、その段階で違反行為の疑いがあるとの疎明ができるのかどうかということで、ある程度早い段階でこの措置の命令を申し立てられるかどうかがポイントだと思うのですが、もしそれができるのか。難しいとするならば、緊急停止命令の制度を現代風にアレンジして、新しい立法にするといったことも、立法政策としては十分考えられると思っております。この点について、独禁法の先生方、あるいはその他の方々から御意見をいただければと思っております。

私からは以上です。

○依田座長

泉水先生、ありがとうございました。

今、泉水先生から問題提起されたボイスアシスタントに関する論点3に当たるところで、主な論点の論点3に値する緊急停止命令のところだけは、果たしてこういった問題に緊急停止命令が裁判所の一定の判断を得て、1か月程度でボイスアシスタントに使える道具なのかどうかに関しては、せっかくの機会なので、もう少し議論してもいいと思っています。

緊急停止命令が独禁法の迅速な適用の1ツールとして使え得るかどうか、これに関して、 独禁法の先生方ほか、御意見はございますでしょうか。お願いいたします。

○山田議員

端的に公取の運用の現実について個人的な考察を申し上げると、楽天の事件は優越なので、非常に敷居が低いということはあるのですけれども、自己優遇みたいな私的独占について、欧州当局が動いている事件で、むしろ日本のほうが影響は大きいような事案につい

て、公取に持っていっても全く動かないというのが今の現実です。

濫用行為があって、損害があるかという立証につき、欧州はBroadcomしか先例がないわけなので、Broadcomの先例に従って証拠を出させられるわけなのですけれども、公取の問題はそこに行く以前に、濫用の定義や、濫用と損害をつなぐ因果関係に関する要求基準が欧州に比べてもすごく厳しいという印象です。なので、海外当局に比べても公取は私的独占の分野で非常に動きにくい状況であるのが現実ではないでしょうか。

泉水先生がおっしゃった新しい枠組みは、一つの手なのかもしれないのですけれども、今、公取の緊急停止命令は、適正手続が十分かというイシューもある。欧州にはヒアリングオフィサーがいて、会社側から意見を出して、という事実上のショートトラックに対してもセーフガードを確保した上で、緊急停止命令が出て2~3か月で最終の決定が出るというのがBroadcomのケースですけれども、公取にはヒアリング等の適正手続は十分整備されていない。この問題が解決できれば、もしかしたらショートトラックバージョンが公取もできるのかもしれない。公取の事務総長が先日、私的独占の分野をもっとやりますとアナウンスされたので、なおさらショートトラックがないと、フルの捜査に2~3年はかかって、公取が私的独占案件に対して高いハードルがあることも相まって、制度として使い勝手がよくないのは否定できない。泉水先生がおっしゃるとおり、我々の中から提案できる論点であるのかもしれないと思いました。

以上です。

○依田座長

緊急停止命令の本件のような事案に対する適用可能性について、独禁法の先生、御意見がある方はおられますか。お願いいたします。

○川濵議員

緊急停止命令は、例えば悪影響の立証を緩和する、もちろん違反被疑事実の理由とはなっていますけれども、明らかなものがはっきり分からないときに使うようにしつらえた道具ではないのです。どちらかといえば、セオリーオブハームは明らかにできるけれども、このまま見逃していたら、審査が終わるまでに時間がかかるから、正式な命令が出せないときに使うという形で使っているわけです。過去にも不当命令等々によって、初期の段階でシェアを伸ばしてしまったら取り返しのつかないということで、緊急性の要請を目指した部分があるけれども、本案自身は捉えやすい事案だったりします。

今、問題となっているのは、違反行為が何かということと悪影響のセオリーオブハームが具体的に明らかになっていないところなのに、そこの部分で裁判所に納得させるというのは、裁判所がフリーパスを与えてくれると考えない限りは難しいのではないでしょうか。むしろここの部分ということだったら、ここまでの問題は緊急停止命令という手法よりも、反競争効果の立証で、具体的な効果の立証ではない段階で規定できるような枠組みをつくっていくことが先なのではないかという気がいたします。ひょっとしたら、ボイスアシスタントの業務に関して大概のものが入るという前提で行くのか分からないけれども、それ

にしてもハードルが本当に下がるのかということに関して、私は疑問に思っております。 以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

ほかに先生方から御発言はございますでしょうか。お願いします。

○泉水議員

私が問題提起をしたのは、川濵先生がおっしゃっていることと同じだと思うのですけれども、現在の規定ぶりは、違反の疑いがある行為をしているときとなっていて、違反の疑いをする場合に証明の程度は疎明で足りるだけなので、疎明によって違反事実を立証しなくてはいけないので、そこのハードルは高いと認識しています。

現行法は限界があると思うのですけれども、この問題点の自己優遇とか、この事例だけではなくて、データプラットフォームの反競争行為とか、そのところにネットワーク効果が発生して、それでどんどんと大きくなってしまうことを早い段階で止めるという方法として必要なのではないかということで、そうすると、このままでは使えないと思いますので、違反事実の立証というよりも、違反事実についての例えば独禁法第24条の差止め請求はおそれで足りますけれども、おそれといったような形で要件を緩和するという、とりわけ立法を中心とした何らかの方法があるのかということが問題提起したかった趣旨です。現行法で難しいことは認識しています。

○依田座長

伊永先生、お願いいたします。

○伊永議員

緊急停止命令はなかなか難しいということでまとまったみたいなので、ちょっと別の話で思いついた点を申し上げます。差止請求権を取引透明化法に入れるというアイディアで、これには法改正が必要ですが、そういう手もあると思いました。

どういうことかといいますと、取引透明化法で義務づけられた行為が行われていない場合、民間事業者が裁判所に申し出て直接実現することができるような規定を取引透明化法に入れるようなことが考えられるわけです。そうすると、まさに被害を受けた途端、裁判所への申立てができますし、仮差止めのような処分も求めることができるようになります。損害賠償請求では、実際に損害が発生していないと意味がありませんが、差止め請求だと損害が生じる前の比較的早い段階で認められる可能性もありますので、法改正が必要ですが、そういった規定を入れることもあり得ると思いました。

既に申し上げた特殊指定が公取の武器でもあるのですが、これは不公正な取引方法についてデジタルプラットフォーム事業者が主体の場合だけをリストアップ化するものですので、これに該当した場合に独禁法に基づく差止め請求訴訟を民間事業者が起こすということも可能になります。そういう意味では、法執行のリソースが一気に増えるわけです。要はGAFAがGAFAを討つというような状況も生じうるようになりますので、そういったことも

含めて特殊指定は有用です。ドイツでは19A条は競争制限禁止法の中に設けられている規定ですので、市場横断的な行為であったとしても、なお競争法の中に盛り込むこと自体は可能だと思っておりますので、作文は難しいというのは、川濵先生が言われたとおりだと思いますが、入れることができれば、民間事業者も使えるようになるという意味で武器として広がりがあると考えております。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

第2議題のウェアラブルに行かないといけない時間なのですが、ここの論点はかなり重要な論点を議論しておりまして、まだ何かございますか。

1回ここで事務局に戻して、事務局の感触と事務局から聞きたい論点がありましたら、お出ししてもらいましょうか。

事務局の成田さん、どうぞお願いします。

○成田審議官

いろいろと活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

今、まさに御議論いただいたところは、どんな知恵があるだろうかというところで、御 議論をいただきたかったので、大変助かりました。

そのほかのところでは、今の時点で私からは大丈夫です。

○依田座長

公取から御参加いただいているところで、今までの議論で公取から御発言はございますか。

○公正取引委員会

ありがとうございます。経済取引局から来ております池田と申します。

本日時点で意見とか、方向性ということは難しいのですけれども、今日の御議論は、中 に持って帰って議論をしてみたいと思っております。ありがとうございます。

○依田座長

分かりました。ありがとうございます。

それでは、第2議題もありますし、ウェアラブルで引き続き今の論点で、もうちょっと言い足りなかった場合があったら、そちらで御発言いただいても結構なので、一旦ここで引き取りまして、次のウェアラブルを資料に基づいて事務局から15分ほどで御説明いただいて、新規のコメントをいただきたいと思っております。

それでは、事務局からウェアラブルについて、御説明をお願いいたします。

○成田審議官

活発な議論をありがとうございます。

ウェアラブルを手短に御説明したいと思います。

こちらはボイスアシスタントほどの論点はたくさんあるわけではないので、大きく2点

にまとめさせていただいております。

まず1点目でありますけれども、スマホとスマートウオッチとの関係ということで捉えたときの論点でございます。

状況のところに書いてございますように、スマートウオッチの場合は、スマホとの連携が非常に重要になるということなわけですけれども、こうした中でいろいろとこれまで情報収集をしてきている中では、アップルでiPhoneとスマートウオッチとの接続のところで、自社のApple Watchとの接続と他社のスマートウオッチとの接続でかなり扱いに差があるようだという指摘を聞いているところでございます。

具体的にはアップルのApple WatchとiPhoneをつなぐときは、2行目にありますように、両者のペアリングが自動に検知されて、すぐにペアリングができるということであったり、これに対して例えばグーグルのWear OSを利用したスマートウオッチや第三者のスマートウオッチの場合は、ペアリングのためにユーザーがコンパニオンアプリをダウンロードするなど、ユーザー側の手間が幾つかあって、ここはかなり違うといった話であります。

もう一つは、接続のところで、2行目に戻りますけれども、Apple Watchの場合は、省電力・大容量のBluetooth Classicが利用できることが基本になっていることに対して、Apple Watch以外の場合は、Bluetooth Low Energyが基本になっているということで、ここもかなりのハンデになっていると聞いております。

具体的にBluetooth Low Energyになってしまうとどうなるかということが「この結果」というところに書いてございますけれども、第三者のスマートウオッチの場合は、要はローエナジーで容量も小さいということなので、地図などの比較的大きなデータをダウンロードしようとしたり、プログラムをダウンロードしようとする場合に、iPhoneと接続する際はBluetoothでは駄目で、Wi-Fiを利用する必要があるということで、そうすると、Wi-Fi環境がないような外ではうまく使えないということで、腕時計などが外で使えないことがハンデになっているということが出てきているところでございます。

これは言わばスマートフォンという既に支配的な地位を持っているようなものを使いながら、周辺市場のウオッチの市場のところで、他社に対して条件を変えて差異をつけているという事象でございますので、ここは論点としてありますけれども、スマートウオッチ等の周辺機器の連携において、自社と他社とで同等の機能やアクセスを提供することを義務づけるという考え方があるのではないかということでございます。

次の論点でございますけれども、データの取扱いについてであります。

これはヘルスケアということで、非常にデータとしては価値の高い分野でございますけれども、特にこれもApple Watchが非常に強いということで指摘が出てきておりますが、Apple Watchの場合はアップルヘルスケアが純正のアプリとしてプリインされていて、例えばサードパーティーなどのセンサーのデバイスで取ってきたデータを、サードパーティーのアプリを使い、連携させるときもアップルのヘルスキットストアを経由することによって、ユーザーはヘルスケアデータをアップルヘルスケアで一覧できる、コントロールでき

るということになります。

サードパーティーのデバイスのベンダーからすると、自分のセンサーから取ってきたデータがどのようにアクセスされているのか、どのように使われているのかというログが見られないということで、そういうユーザーニーズが見えにくくなってしまっているといったことがあるという懸念が聞こえてきています。

3点目は、一方で、アップル自身は、彼らの説明では、ユーザーとの関係は、アップル自身もヘルスケアのデータを使おうと思ったら、ユーザーの同意を得るということなので、そういう意味でイコールフッティングなのだと言っておりますけれども、彼らの同意の取り方は、アプリとシェアをすると、健康上非常に有益なことが展開できますみたいなことで、肯定的な表現で基本的に共有するところがデフォルトになっていたりして、ファーストパーティーの地位を活かして、データの活用のところで事実上有利になっているような現状もあるという指摘もあるところでございます。

そういうことで、いろいろな指摘はありますけれども、論点のところに書いておりますように、ヘルスケアデータは、いずれにしても、より厳格にプライバシー管理が求められる現状の中で、競争上の観点も非常に重要なわけですけれども、ただ、今、申し上げたように、必ずしも今の時点で非常に明確に問題となる行為のところは、まだ見えてきていないことが現状ということで、先ほどから御議論いただいておりましたように、データの取扱いについては、要モニタリング項目として状況を注視しながら、必要に応じた対応を図るという取扱いでどうだろうかということでございます。

私からは以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

それでは、ウェアラブルについて、先ほどとは逆で川本議員から御発言いただければと 思っています。

ウェアラブルにつきましては、ヘルスケアデータという今まで扱ってきたデータの中でも、特に秘守性や価値性の高いデータがこれを通じて収集されることもありますので、これ自体がまだ顕在化しているわけではありませんが、そうしたところの将来の可能性についても御検討いただければ幸いです。

また、先ほどのボイスアシスタントは、一部議論を積み残している部分もありますので、 そこに関連して御発言する場合は、その旨、申し上げていただいて、付け加えていただい ても結構でございます。

それでは、川本議員からよろしくお願いいたします。

○川本議員

よろしくお願いします。

先ほどのボイスアシスタントの話とも大分かぶってしまうのですけれども、ウェアラブルの領域はあくまでも今後という前提で、競争上の観点と個人情報保護の観点でそれぞれ

の懸念があって、競争の観点で想定される懸念はデータの囲い込み、サードパーティーに 対する機能制限、デフォルト設定など、これまで同様、ほかの領域でも起きている話で、 かつウェアラブルと親和性の高いヘルスケア関連領域は非常に機微な情報を取り扱うこと になるので、データを保有する側からすると、むしろこれまで見てきた状況よりもよりそ の囲い込みを正当化しやすい領域でもあります。

ただ、現時点で明確な問題行為が明らかになっていない以上、すぐに規制対象とするのは難しいと思います。、先ほど同様、今後を見据えたときに、当局によるモニターと独禁法だけでタイムリーな対応が本当にできるのかというのは、この領域においても同じように疑問であります。将来を考えて、複数の市場をまたぐ競争に関する課題に対応できる仕組みの検討を今のうちから先んじて進めておく必要があるのではないかと思っています。それが独禁法の枠内で対応可能なのか否か、難しいのであれば、別な対応やオプションを早めに検討しておく必要があると思います。

先ほど山田先生もコメントされておりましたが、プラットフォーム事業者側、もしくは その周辺の事業者側からしても、何かしらの指針、ガイダンスがないと動きづらい部分も あるのではないかと思っています。例えば内部統制の世界でもリスク対応には予防的コン トロール、発見的コントロールの組合せが有効だと言われていて、その組合せはいろいろ あるのですが、この領域の問題の複雑性、ハームが顕在化した際のインパクトの大きさな どを勘案すると、予防的な施策の検討というオプションも持っておくべきではないかと思 います。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

御発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、競争法というよりは、データ流通であるとか、プライバシーの観点でこの会に参加させていただいている者でございますが、基本的に皆様におまとめいただいた内容はそのとおりだと思っておりまして、私の観点からいうと、データの取扱いというところは、今後この中での議論を含めて、規律していくことがよろしいのではないかと考えております。

先ほどのボイスアシスタントの議論におきましても、本丸の議論というのは、森川委員であるとか、今日はいらっしゃらない上野山委員がおっしゃられるような認識エンジンであるとか、対話制御ソフトウエアであって、これには良質なデータのアクセスが必要です。ここはこれからイノベーションでどんどんよくなっていくところで、はっきり言えば、今はイノベーション競争の序盤戦で、これから本当にそこが発展していくときに、データへのアクセスというものこそが、本来これからの価値の源泉になってくるものですので、そこへのアクセスをどうするかということを考える。

ただ、プライバシーとの関連で、そういったものを丸ごと第三者に渡すことができないのであれば、少なくとも、今日、生貝先生が御発言されたようなアクセシビリティーであるとか、ポータビリティーといったものをしっかり確保していく。特にここについては一般法で定めるというよりは、DMAであるとか、そういうプラットフォーム事業者を対象としたような規律の中で規制していくのがよろしいのではないかと考えていたところでございます。これはボイスアシスタントにおいても、ウェアラブルについても同じだと思っております。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、泉水議員、お願いいたします。

○泉水議員

ありがとうございます。

ウェアラブルにつきましては、基本的に事務局におまとめいただいたものに賛成でございます。

6ページの1)の主な論点でいくと、周辺機器等について、いろんな形でそれを排除するという行為がある、あるいは今後発生する可能性がありますので、それについてはしっかりモニタリングしていくことが必要だと思います。

データについては、ヘルスケアデータが非常に重要だと思いますけれども、他方においては、Apple Watchに対抗するようなヘルスケアデータを集めるもの、Apple Watchに対抗するような機器とか、それを提供している事業者はそれなりにいて、かなり活発な市場だと思いますので、そのような市場を今後も促進していくとともに、アップルはApple Watchで得たデータについて、データを得た者がそのデータが利用できないとか、あるいは第三者に提供できない等によって何らかの競争上の問題が起こるということは当然懸念されますので、この辺りについてはしっかりモニタリングしていくことが必要だと思います。

他方、データについて最も重要なのは、ここでもおっしゃっていますけれども、センシティブなプライバシーに関わる情報です。それについては守らなければいけないとともに、センシティブな情報をてこにして競争で排除する等の行為が起こり得ますので、この辺りも誰もが認めざるを得ないセンシティブな情報をてことした行為が行われないように、そこのところの立証責任をどうするか、基本的には当該事業者の側にプライバシー情報の移転禁止はどうしても必要なのだということ、あるいは他の代替的方法がないということを立証させるという方向にいかざるを得ないと思いますが、その辺りのアプローチの方法を十分に検討すべきだと思います。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

ここまでの議論の中で、議員から御指摘がありましたように、ウェアラブルデータでヘルスケアデータを取っていく中において、データポータビリティーのイコールフッティングが非常に重要になっていきまして、アップルのような会社はiOSとApple Watchで自分で取っていって、プライバシーを盾にして、自社だけでそれを囲い込んで利用していくことが可能になっていきます。

データポータビリティー政策で、例えば総務省様等が進めている情報銀行においては、ヘルスケアデータをどう使っていくかというガイドラインを定める議論をされているわけですが、非常に扱いが厳しい。一方で、データを持っていない、あるいはデータを何とか手に入れようとするところに厳しいガイドラインがかかっていく中で、一番強い会社は自社優遇の中で好き勝手がある程度できる体制になっていて、イコールフッティングをどう進めるかというのは重要な論点になっていきます。

ここの議論に強い森川議員等から、ウェアラブルを中心に収集されるヘルスケアデータ 等で、アップルのように垂直統合ができる企業と、立ち上がるのかどうかも分からないよ うな情報銀行、イコールフッティングという観点からも、少し御意見を伺えればと思いま すので、お願いいたします。

○森川議員

ありがとうございます。

今の座長、あるいは先ほどの小林オブザーバーに御指摘いただいたものと同じ認識を持っております。

どうすればいいのかというところは、認識としては、今回、事務局から御提案いただい たようなことに賛同いたします。

参考までにというか、将来的になのですけれども、かなり先の話にはなるかもしれませんが、我々が認識しておかなければいけないことがあります。これも表には出しづらいかもしれないのですが、今、経済安全保障という言葉が出回っていますが、そのヘルスケア版、健康安全保障という言葉がいいかどうか分かりませんけれども、そういった時代が将来来るかもしれないと思っています。例えば将来的にDNAが対象になると、この国のこの国民向けにだけ害のあるウイルスとか、そういったものができるようになる可能性が十分に考えられますので、この辺りはしっかりとデータを認識しておかなければいけないと思っています。

日本は国民皆保険で、データ量としては世界で一番、断トツにあるはずですが、それが 現時点でも一切うまく使われていないという残念な状況にありますので、そこをこれから 打破していただきながら、今後に期待していきたいと思っております。

座長の御指摘へのお答えにはなっておりませんけれども、以上でございます。ありがと うございます。

○依田座長

ありがとうございました。

引き続き、一通り議員の御意見を伺っていきます。増島議員、お願いいたします。

○増島議員

どうもありがとうございます。

まずどういうふうに言及をしていくかという部分は、先ほどお話をさせていただいたボ イスアシスタントと似たような思いを持っていますというのが1点です。

その上で、この領域は、データのセンシティビティーみたいな話と絡まってしまって、 我々のところでの整理がすごく難しくなるわけですけれども、他方で、ここは各省庁さん がそれぞれ持っているイニシアチブの中で、データの観点はいろいろとやられています。 個情法の話だとなかなかキャッチができないのですけれども、電気通信事業者のガバナン スという観点から、総務省さんは一定のアプローチをされていて、我々がその中でカバー をするのはどこでしたかという話でいくと、結局、利用したデータというよりは、競争法 上の意味、ここをしっかり捉えた形でのアジェンダの設定と提案をしていかないといけな い、多分こういうことです。

その中で、プライバシーを理由にして競争阻害的なことをするということについて、どういう規律を持つべきなのかというのは、特に大事な要素だと思います。先ほど委員の先生方にもおっしゃっていただいたとおり、より制限的でない他の方法があるかどうかということになると思うので、ここは競争法的には一応そういう規律らしきものは存在していると認識しますけれども、プライバシーと言い放てば、それ以上は追及されないみたいな、そういう面がこれまでの実務では強かったと思いますので、本当にそうなのかというところをちゃんと追求する。立証責任の転換という言い方なのかどうなのかというのは、技術的な面がありますが、そこのところをきちんとモニターしていく。おそらく競争法の枠組み、もしくは今回我々が打ち立てようと試みている制度の枠組みの中では、事業者が競争阻害の理由として述べているプライバシー、そこが本当なのか、プライバシーを保護しつつより競争的ではない方法が本当にほかにないのかというところを追求していくという活動をしっかり回していくことが求められていると思った次第です。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、塩野議員、お願いいたします。

○塩野議員

お願いいたします。

ウェアラブルのところも従前よりお伝えしていることだと思うのですけれども、事業とか、アプローチが非常に強い中で、懸念の所在としては、ウェアラブルの本丸がバイタルデータであったり、ヘルスレコードになってくるのは疑いの余地がなくて、先ほど森川先生からも御指摘があったと思うのですが、私もこういうものに進出したい会社などと話をする際に、投薬履歴であったり、保険にどうやってつなげていくかとか、そういった話が

当然に出てきて、今の大きなプラットフォーマーの既存データにこれを加えると、スイッチングコストが極めて高くできるのです。ほかに代わりがなくなっていく。そうしたときに、ある種オートノマスに独占・寡占ができてくる際に、戻れませんということが、特にヘルスレコードだと構築できるのではないか。この先は恐らく遺伝情報を用いたオーダーメード的な医療であったり、あと、よく言われることですけれども、そういうことが分かってくると、皆さんの御家族、親族の疾患まで推定していけるという世界が来るでしょう。

今度は競争法絡みの手当は専門の先生方にお伺いしたいのですけれども、競争法またはほかの何らかの手当として、各プレーヤーが本当にイコールフッティングでやっているのですかということは、今、問うべきだと思っていまして、そうでないと、極めて高い人間の体に関わるようなデータ、リアルタイムモニタリングみたいなものを構築された後に、それは変えられないですとなったときに、そこからまた手当し始めるのかというのが今ここにあると思っていまして、そういう意味では、この懸念自体を知らしめて、何ができるかを問うということが今なのだろうと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○依田座長

ありがとうございました。

森川先生や塩野先生から出てきたナショナルセキュリティーも関わってくるような、国 民が等しく抱くような懸念をどういうふうに法律的な考え方の中に落とし込んでいくかと いうところも踏まえて、もう少しいい知恵があったら伺いたいところですので、伊永先生、 川濵先生の順番になっていきますが、伊永先生、実際にどうやって法的な中で運用してい けばいいのでしょうか。

○伊永議員

なかなか難しいですね。現状どうなっているかというと、グーグルがフィットビットを統合する際に、EUとか、日本などに相互接続をフリーでやらせるということをお約束したのです。具体的には、去年の1月から10年間という期間において、Android OSのAPIに相互接続させるということだけではなくて、データにも無料アクセスさせるということを約束しています。

その一方で、日本では最も市場で幅を利かせているiPhoneが情報を囲い込んで競争をしているということが、問題としては大きいだろうと思います。その意味で、現状との比較でいうと、最初の論点のところは当然認めるべきとなった上で、データの取扱いのところももう一歩踏み込んでもいいのではないか。その際には、何らかのデータアクセスへの義務づけを考えた上で、泉水先生が言われるように、正当化事由に関しては立証責任も転換してしまって、一定程度高いハードルで正当化事由を選別していくということは、一つ考えられると思います。そもそもグーグルが企業結合するから義務を負うことになったに過ぎないと言われるかもしれませんが、現時点で残された競争を維持するためには、踏み込んだ規制が日本では特に必要になってくるという考え方もあろうかと思いますので、その

辺りは前向きに検討してもいいと思っている点です。 以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

川濵先生、お願いします。

○川濵議員

グーグルのフィットビットの買収を契機につくられた問題解消措置というのは、当然のことながらアップルには全く適用はないわけです。先ほど既に伊永先生からも御指摘があったように、健康状態の関連データに関して、API利用を通じた形でのアクセスを無料で保証するという形になっているのです。さらに、健康管理データの分離の問題とか、そういうものがやられている。これをやってもらいたいのはアップルではないかという問題があろうかと思います。合併を契機にして問題解消措置をする場合というのは、合併の結果生じるであろう反競争効果を解消するために行われるわけだから、独禁法違反行為でないような作為義務を負わすことが可能なのだけれども、競争促進策としては必要なのではないかということと、ここら辺の問題は単に悪影響が出てくること以上に、個人の健康データの利用形態に対するインテグリティーの問題とか、あるいはそのような問題が持つ傾向に対する懸念という点においては、共通の基盤を持っているわけだから、これは何らかの形で、立法的にもできるような形で議論をする必要があるのではないか。

既に御指摘があったように、健康データにつきましては、スイッチングコストが大きい点から、完全に囲い込まれてしまうかもしれない。こういう表現は撤回するかもしれませんけれども、外国企業に日本人の健康データを全部握られてしまうというのは嫌ではないか。海外の勢力が自国のデータを握ることに対する懸念も否定できないところです。色々な点で、世論を喚起していく必要があるのではないでしょうかと考えております。

もう一つ、増島先生からあったLRAの設計の問題ですけれども、確かに競争法上の問題とデータ保護の問題の両方が完全に融合する世界で起きていることだと思います。個人情報保護の問題は確かに重要だし、個人情報の保護に対するポータビリティーの問題等々で、個人の自立性の観点から考えて、その処分をその主体に委ねるというのは必要なことなのだろうと思います。その兼ね合いとの中でいきますと、先ほど言及しましたグーグルやフィットビットの事件のときに科されたように、生のデータへのアクセスは無理にしても、少なくともそれを利用した形で、イコールフッティングな競争ができるような形でのAPIの開発等々は要請する必要があるのだと私も考えます。

ここで厄介なのは立証責任の転換の問題ですが、既に御指摘がありましたけれども、立 証責任の問題だけにとどまらないところがあって、集まったデータを利用させることが可 能なシステムをどのようにつくれるかどうか、積極的な行為義務を課していく形での展望 が必要だという点も無視できないのだろう。その点から考えると、かなり早期の段階でモ ニタリングが入るような形の制度設計、先ほど言いましたとおり、最低限グーグル、フィ ットビットが受け入れているものと同じ程度の内部のガバナンスに対するモニタリングというのは必要なのではないかと考えています。

これをどのような形で作文するかというのは、かなり難しい問題だということは分かっていながらも、両者を融合する形だということを、それぞれの法律分野でばらばらにやるのではなくて、この両方の問題が相互に込み入っている以上は、何らかの形で立法も視野に入れて対応するということは、当然あり得るのではないかと考えております。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

事務局から与えられた課題を少し膨らませた形でボールをお返しする形になりますが、 事務局へ一旦お返しして、何かリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

今、御議論いただいているとおりの状況をどう考えるかということだと思うのですけれども、競争で勝ち取ってデータを握っている人たちに、どういうロジックでできるのかというのは、どうなのだろうかと思っております。その辺り示唆があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○依田座長

総務省様はデータポータビリティー政策でここら辺のリアルパブリックなデータ、特に バイタルデータは今かなり議論されているところだと思いますが、今日ここで御発言され るようなことございますか。本当だったら生貝議員が発言してくださる部分であったので すが、生貝先生は退室されてしまいました。

特に今日御発言がなければ、議員の先生方からほかに付け加えることはございますか。 なければ、継続的な形で議論を進めます。

それでは、最後に事務局からモバイルOSについて、資料に基づいて15分ほどで御説明いただいた後、議員の皆様からコメントをいただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○河野参事官

論点メモに沿って御説明申し上げたいと思います。

これは前回のワーキンググループで明示的に事務局から論点として提示しなかったもの を幾つかの固まりに分けて整理しているものです。

一つ目です。有力コンテンツ等をてこにした他のレイヤーにおける競争優位性獲得、グ ーグルの行為に関連するものです。

分厚い資料ですと、72ページからになっております。

状況といたしましては、ブラウザーの選択において重要な要素というのは、多くのユーザーが使用している人気アプリがそのブラウザーで使えるか、人気アプリの最新機能にタ

イムリーに対応するかというところだと考えられます。

そうした状況の中で、ユーチューブでChromeブラウザー限定のコードが利用されている。 グーグル検索の最新の便利な機能がほかのブラウザー、Chrome以外には提供されないとい う指摘があります。こういう指摘の事実関係につきまして、グーグルに照会しましたとこ ろ、優先していることはない、互換性を阻害することはないと説明しているところであり ます。

もう一つ、指摘としては、Chrome以外のブラウザーをつくっているディベロッパーが、 グーグルが提唱している機能に必ずしも賛成しない場合がありまして、そういう場合であ っても、グーグルがChromeに実装して、グーグルのウェブサービスにもどんどん導入する ということで、必ずしもほかのベンダーが参入しないような機能についても、最終的には 導入を余儀なくされる。

その過程で、ほかのブラウザーではなかなか機能し難い部分、バグが出る原因がグーグルのコードにあった場合でも、グーグルはそちらを直さず、他のブラウザーベンダーにその手間を押しつけるようなことも見られるという指摘があります。

こういう状況にありまして、このイシューに関しまして、どういう論点があるのかというと、まずは対話というアプローチ、互換性を確保するために対話をどういうふうに担保していくべきなのかということでございます。過度に支配力のあるグーグル、影響力が過度に強まっている現状をどういうふうに考えていくかということでございます。

論点2として、例えば互換性に配慮しながら、新たな機能を提供する仕組み、新しい機能の導入の時期にChromeとそれ以外のブラウザーで差異が生じないようにするための対話の場の設定について、どういうふうに考えることができるのかということでございます。

論点3としましては、これとは別のアプローチとして、支配的な事業者が新たな技術的機能を導入する際に、自社ブラウザーを有利にする行為を制限・禁止する。

その下に赤字で類似例とありますけれども、DMAの6条1項(f)というところで、開発環境へのアクセス、相互運用性の確保、無償のアクセスとか、相互運用性を認めることとございます。その場合、実害があれば、その立証はゲートキーパー側に負わせるという仕組みですけれども、そういうものがありまして、そういうものを参考にして、一般的な規律を導入することについてどう考えるのかというのが、一つ目の固まりの大きな論点だと思っております。

二つ目に参ります。アップルのソーシャルログインとChromeの自動ログインです。 分厚い資料ですと、108ページ以降のところです。

アップルのSign in with Appleは、アプリディベロッパーがソーシャルログインを実装しようとするとき、例えばグーグルでログインとか、フェイスブックでログインとか、iPhoneでそういうアプリを出す場合には、アップルがアップルでログイン、SIWA、それも表示しなければいけない、表示しないとリジェクトするという規約になっているということでございます。前回御議論いただきましたデフォルト設定は、ユーザーが使うサービス

を特定のものにあらかじめ設定しておくものですけれども、このSign in with Appleは選択肢として表示するというところが違うところです。

次に、グーグルの自動ログインですが、これはグーグルのサービスの一つにログインすると、別のグーグルのサービスを利用するときに自動的にログインしているという機能です。これがデフォルトでオンになっています。

主な論点でございますけれども、選択肢の一つとして表示することを強制しているというところをどういうふうに捉えるのかということであります。相対的に排他性が低いということは言えると考えられますが、他方で別の見方をすれば、アップルの立場、自らアプリを審査して、セキュリティー上の問題がないかどうかをチェックするのは役割でしょうけれども、ソーシャルログインの提示の仕方まで介入するということを正当化していいのかという見方ができるというのが論点の1であります。

論点2はグーグルですけれども、自動ログイン自身はもともとグーグルのサービスのIDを持っている人を対象にして自動化していくという点で、利便性に資する面があるということで、このまま介入しないという方策もあるのかどうかということです。1行空けて「それ自体には」というところは、介入しないとしても、自動ログインで得た非公表データを競争領域で自らのサービスの向上に使うということを禁止する一般的な規律ということも別途検討していまして、そちらで足りるのかどうかという論点であります。

これが二つ目の固まりです。

三つ目は、オンライン検索サービスへの参入障壁の問題です。サーチクエリーデータ、インデックスデータを既存の検索プロバイダーが持っていますが、これと同じようなものを自ら作り出すのはサードパーティーには無理だというところで、これをオープン化することについてどう考えるかということです。この点について、グーグルとサードパーティーの両方から話を聞いてきたところでございます。

グーグルからは、オープンにすることはプライバシーが損なわれるなど問題が大きいと 主張されています。他方で、サードパーティーからは、そんなことは技術的に回避可能と いうことでした。

もう一つ、参入障壁の一つが大量のデータの蓄積だということですけれども、グーグルからは、大量のデータはもはや必要ない、機械学習とか、様々な技術の進展がある。サードパーティー側からは、バーティカル検索はともかく、一般検索は違うという指摘があります。

このような両者の主張がある中で、それをどう考えるのかというところがあります。

論点2としては、グーグルが指摘しているのは、クエリーデータを全面的に開示すると、 独自アルゴリズムの開発インセンティブが損なわれ、競争阻害効果が生じるとか、グーグ ルのクローンが現れるだけだという話がございました。

全面的な開示ではない中間的なソリューションは可能なのかということも、論点となり 得るところでございます。 検討例として、DMA第6条1項(j)というものがありまして、これはまさに検索クエリーデータをフェア、リーズナブル、ディスクリミネトリーでない形で提供することを義務づけるものですけれども、仮にこういうスタンスを取ったとしても、その条件をどういうふうに担保するのかというところが論点になると考えております。

最後の固まりです。データ、諸機能、API等へのアクセスです。

分厚い資料だと119ページからです。

中ほどに書いていますけれども、iPhoneの場合、NFCチップに直接アクセスできるのは Apple Payです。Suicaとか、日本では $30\sim60$ 社ぐらいの決済サービスがApple Payを通じて 行われていますが、チップに直接アクセスができないというところ。これがレベルプレイングフィールドになっているのかという問題がございます。

アクセスのタイミングが遅れるということもあります。UltraWideBandへのアクセスというのがあって、これもiPhoneのケースですけれども、2019年にiOSで実装されて、サードパーティーには2022年、今年になってようやくアクセスができるような準備をしているという話です。 $2 \sim 3$ 年遅れるというのをどう考えるのかということです。

論点としましては、アプローチとして大きく二つあるのではないかということで、一つ目は、アクセス制限を一般的に制限・禁止する規律です。これに関連する一般的な条項の検討例としては、DMAの第6条の(f)があります。NFCチップへのアクセスについては立法例もありまして、これは競争法ではありませんけれども、既に施行されています。

もう一つは、透明化法的なアプローチで、情報開示、モニタリング、こういう形でアクセスを担保していくことも考えられるということでございます。

以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

いずれにせよ、グーグルとアップルにモバイルOSを完全に牛耳られてしまうと、こういった諸問題、アンシラリーな問題も全部芋づる式に出てくるものでございます。

1、2、3、4と四つの整理がつけられておりましたので、どの部分でも結構ですので、 先生方の興味・関心のあるところについて、御発言、御意見を伺えればと思っております。 お一方2分程度でお願いできればと考えております。

それでは、川濵先生、お願いいたします。

○川濵議員

どうもありがとうございます。

アンシラリーな問題と言われましたけれども、四つの領域はそれぞれ重要でして、確かに出方が異なってくるところもあるのだろうと思います。ただ、大きな枠でいうと、独立性を持って、かつそれが競争の様々な基盤になっているときに、どれだけ平等なアクセスを保証するかの問題、三つ目のサーチクエリーデータに関するアクセスの問題はちょっと異なりますけれども、1、2、4はそのような問題として取り上げることができるのだろ

う。

特に1と2の問題は、平等なアクセスをどこまで補助するかという点からいくと、(2)の問題に関しては、排他性が低いとか、それ自身への悪影響は乏しいけれども、ある種独占的な地位にある事業者が、そのアドバンテージを自由に使うことに対する規制は必要があるのではないでしょうか。これは直ちに具体的な競争制限効果をもたらすわけではありませんから、予防的規制として導入されるべきものではないでしょうか。これらの方向性というのは、典型的な業法的規制における行為規制に近いかもしれません。しかし、1、2の部分に関しては、そのような方向性が必要になると思います。

4の問題も同じ問題で、1、2とも共通しますけれども、平等な取扱いが行われているかどうかの認定自身はかなり難しいところがあって、必然的に伴っているだけの状況なのかもしれないということもあって、それらの点に関しては、透明化法のスキームも活用しながら、平等アクセスの問題を考えていく必要があるという気がいたします。

3番の問題に関しては、確かに重要な問題だけれども、今から検索のエンジン、特に一般検索エンジンに競争を導入するような積極的な措置を取るということを考えていくときに、コストがかかる割にその効果が期待できない可能性も含めて、もっといろんなことを考えていく必要がある。

中間的なソリューションが可能かという御指摘があって、私、技術的なことは分かりませんので、これに対してはむしろどなたか先生にお教えていただきたいところなのですけれども、それらの問題は難しい問題なので、慎重に考える必要があると思います。

データのことは、既にここでも何度も議論されているところだと思いますけれども、モバイルOSを握り、かつそれ以外に重要な競争上の管制高地に当たるような部分を幾つか握っている事業者が行動するときに関して、高度な平等取扱義務とか、取引公正義務などを課しているような規制方式は考えてもいいのではないかと思います。この点に関していうと、そのような対象業者の認定の段階でどうするかの問題を書き込むのか、それともそのような業者自身を行政庁が指定した上で介入するという、ドイツの競争制限禁止法のような方式でいくのかという、立法技術的な問題も含めて考えたほうがいいのではないか。初めからがちがちの枠組みをつくること、立法の作文的な技術の問題から考えても難しいところがあるので、ここら辺も含めて検討すべきことだと思います。これはこの問題に限らない共通の問題だと思います。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

特に重要だと思うところに絞ってお話ししますが、ブラウザーが一部0Sの機能を代替す

るような形にもなってきていると思いますので、ここは非常に重要な部分だと思いました。特に重点を置いて対応したほうがいいと思うのは、この部分だと思っております。それはグーグルだけではなくて、Safariとか、アップルについても言えることで、囲い込みやアクセス制限のような行為もあるような気がしますので、互換性確保のための何らかの具体的な措置が必要だと思っています。

一方で、二つ目のソーシャルログインに関しては、論点1にも排他性が低いと書かれています。そのとおりだと思います。ここまで規制してしまうと、むしろアップルとしては何もやりようがなくなってしまって、ユーザーにとっての選択肢を確保できなくなるわけです。ログインの選択肢として使ってくれるのだったら使ってくれていいけれどもということしか許されなくなるというのは、ちょっとやり過ぎだと思っていますので、ソーシャルログインの問題は致し方ないところだと思いました。

論点2は難しいと思わざるを得ないのですけれども、毎回ログインについてどのIDでログインしますかと聞かれても、非常にうっとうしいですし、オプトアウトはできるようになっていますので、そういう意味ではオプトインを自動化するということをどれだけ問題視できるかというのは、ここに書かれているとおりですけれども、取り上げることが積極過誤になってしまう可能性があると思っていますので、引き続き議論をしていきたい点だと思います。

最後の4番目のところですけれども、これも比較的問題だと思いました。サードパーティーアクセスを認めない、もしくは認めてもタイミングを遅らせるというのは、認めないのとほぼ一緒で、既に規模の経済などを確保した後に開放するようなものですので、アクセスは自社と同時でなければ有効な競争は期待できないと思いました。数年間アクセスを遅らせるというのは、拒絶、アクセスを認めないことと同視できると思います。その意味では、こういったことに対する対応というのは、もし行われているのであれば、確かに必要だと思いました。対応策としても、検討例で出されていますように、DMAがありますが、同じようなものを立法化していく必要はあるかもしれないと感じました。

現段階ではさらに落とし込んだ議論までには至らないのですが、そのように考えております。以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

続きまして、塩野議員、お願いいたします。

○塩野議員

よろしくお願いいたします。

基本的に問題の所在として御指摘を頂戴しているところは、そうだと思いまして、ほかの先生方もお話しされているので、一つ取り出してお話しさせていただきます。

ソーシャルログインの部分で、自動的に使うとログインの中にアップル、グーグルが入ってくるというところは、本件の全体の問題をよく表していると思いまして、そもそもプ

ラットフォーマーがここまで強くなった理由としては、IDと決済を握って、そこを握った上で、ユーザビリティーよく各サービスを展開していったというのは大きいと思っています。

実際に企業であったり、スタートアップが新しいサービスをつくっても、自社のログインと自社の決済をユーザーに対して提供するより、プラットフォーマーのソーシャルログインであったり、プラットフォーマーが提供するログインを使ったほうがユーザーにとってよいだろう、ユーザーにとって楽だろうという整理をしてしまっているのです。それは、今、言われているようなパワフルなモバイルOSを所与として、その上にしかイノベーションであったり、新しいものを構築できないのかという問いになっていると思います。

そういう意味では、ここで論点とされているソーシャルログインの問題であったり、Chromeへの自動ログインであったり、そういったところは、何らかの新しいサービス、新しいものが出てくる際に障壁となるものは何だということをとらまえては、そこに対しては何らかの規制を適用していけるか否かということに、ある意味仕方なくなっていくと思っています。

そういう意味では、実際にモバイルOS上にいるサードパーティーというか、そこを利用してサービスを提供している人たちが、プラットフォーマーは所与なのです、自分たちは何の影響も与えられないので、その上でどれだけ稼ぐかというところは、実際に何が起きているかということをしっかり見ていく必要があって、それを踏まえた上での法的な手当、規制の構築だと見ております。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。

まずここで挙げていただいているものと、我々が持っている透明化法という法律との関係を考えたときに、OS、Operating Systemの問題というのは、端的に透明化法ではキャプチャーできる話でもないと思っています。先ほど委員の先生方からも 1、2、4という言い方で、3は別という話があって、皆さんも割とそういう目線をお持ちになられていて、それはなぜなのかを考えていたのですけれども、恐らく 1、2、4というのは透明化法でのキャプチャーではない、構造的にそういうことではないということをおっしゃっていると感じました。それが一つです。

3番は何なのかというと、3番はデジタル広告の話で、ある意味検索というところで一度検討しかかったのです。検討してみたところ、結果として透明化法でキャプチャーできないのではないかという模様になっていて、広告主とメディアの両方からサービスを提供しているという構成ができるのではないかという話があったのですけれども、結局、検索

の行為、もしくは広告のマッチングみたいなものが取引としてうまく把握できないという話もあり、これも透明化法でストレートに押さえることができない。一見するとモデルとしては、いわゆる両面市場になっているようにも見えるのですけれども、しかし透明化法ではストレートにキャプチャーできないということです。

1、2、3、4が挙がっていて、今、検討してすごく悩んでいるのは、結論は透明化法の下ではなかなかやりにくい、少なくとも現状我々が持っている透明化法の枠組みではやりにくいものなのだろうと思いました。

そうなってきたときに、ここはどうしたらいいのでしょうかという問いだと思うのですけれども、Operating System、サーチエンジンの部分はくっついてしまっている部分があるのだろうと思うのですが、我々が20年ぐらい前にマイクロソフトでやった議論がモバイルでまた出てきていると見えます。デジャブ感は皆さんあるのだろうと思います。デスクトップのところはよく分からないですけれども、勝負があったのかなかったのか、ここを議論しない理由は何なのかとか、いろいろとあるわけですが、いろんなハードウエアが出てくるときに必ずOperating Systemの問題が出て、同じような競争が繰り広げられた結果、どこかがまた取ってくる。結局、無策であれば、同じことが起こるのだろうということになってくるので、Operating Systemというものの特性を踏まえた独自のルール、規制法というか、規律法みたいなものが必要というのは、今、検討していることの証左なのではないかという感じがいたします。

ここで法律ができてくるみたいな話が一定程度あるのであれば、プライバシーの問題とか、いろんな話が出ているわけですけれども、法令をつくる段階で必要な利益衡量が行われた上で規律ができていくという順番になってくるので、どんな法律をつくるかということを正しく検討することで、OSの領域でこれまで繰り返されてきた、また、今回無策であれば、ほかのハードウエアで繰り返されるであろうことは、事前に防ぐことができると思います。

やり方として、例えば自動車とか、ヘッドセットとか、いろいろとあるのだと思うのですけれども、ハードウエアにおけるOSが存在してきたときに、そこを指定するとか、監視を強めて、競争者が脱落をして、誰もいなくなってしまうみたいな状態を防いでいくような、そんなフレームワークが入ればいいと思いますし、そうすると、ここに挙がっている様々な論点は、法令をどういうふうにつくっていくのかという中で解消していく話だし、そうしていくべき話だろうと、皆様のお話を聞いて思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

私は3のクエリーデータに絞ってお話ししたいのですけれども、ある意味、ほかのところはそれなりにできるだろうし、分からないでもないところなのですが、これについては、10年以上、いろんな議論が積み重なっている論点で、ヤフーへのライセンス提携のときから各国で議論が進んでいて、逆に言うと、プラットフォームにとっても非常に重要な部分で、それをどこまで規制できるのか。クエリー情報がないと検索が全く駄目というのは、みんな分かっている話だと思うのですけれども、実際、クエリーデータをどういうふうに開示できるのかという話で、グーグルにとってはまさにアルゴリズムの知財の結晶みたいなものをフリーで開示するというのはあり得ないと思います。海底テーブルとか、ブロードバンドのケーブルとか、公共財だったら理解できますが、投資を結晶した知財がただというのはあり得ないというのは大前提になってくると思います。アルゴリズムの全部をライセンスする。ヤフーが幾ら払っているのか分からないですけれども、それをそもそもみんな払えるのか。逆に参入障壁になるのではないか。

あとは、クエリー情報だけ開示するとなると、いろんな人がいろんなことを言っていますけれども、事実上それを広告などにもリンクできるようにしないと、もらう側も、ライセンシーの側も意味がないので、そうすると、全部のアルゴリズムを開示するということになる。それは現実的にできるのか。

いろんなイシューがある中で、海外当局によってはこれを追及するのは無理だろうという議論も存在するという理解をしており、ほかの国でどうなっているか様子を見ながら、 日本だけ突っ走らないよう注意する必要はあると感じます。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、泉水議員、お願いします。

○泉水議員

ありがとうございます。

特に変わった意見はないのですけれども、(1)~(4)の中で、御指摘がありましたとおり、(1)と(4)あるいは(1)(2)(4)はいずれも同じような問題で、0S上における支配的な地位を獲得した者が、その地位あるいはその地位によって得た情報・データ等を利用して、他のレイヤーにおいて自己の地位を強化する、レイヤーでも自ら競争等をして、それで地位を強化したり、競争者に悪影響を与えているものではあるのですけれども、他方において、これらは前回までに出てきた問題に比べれば、競争への悪影響は現段階では少ない、小さいということが言えると思います。

例えば2番目の行為などは典型的だと思いますけれども、消費者に対する利便とか、効率性を促進している面もあるということで、他の行為類型に比べれば、レバレッジの問題はあるのだけれども、比較的弊害が少なくて、あるいは消費者に対する利便性が高い行為なので、これをどう見ていくか、どう規制していくか、監視していくかという問題だと思

うのですが、これについては基本的に透明化法の義務というのは乗りにくいのですが、まずは事実を確認した上で、どういう弊害があるのか等について、今後、継続的にモニタリングしていくことになるという気がしています。他の行為類型を先に対応していかなければいけないと思います。

ただ、そうは言っても、例えば5ページの(4)のところですが、非常に個人的な提起になるのですけれども、そもそも勘違いしているかもしれませんが、NFCチップにアクセスできるのは、現時点でApple Payのみとなっていますが、関西に住んでいると、NFCは使いにくいのです。つまり電車とか、バスに乗る場合には、関西ではJRはICOCAで、私鉄はPiTaPaで、私はPiTaPa中心に使っているのですが、ICOCAもPiTaPaもAppleのスマートフォンには載ることができないという状況にあって、だから、みんなはやむなく複数のカードを持って、財布の中に入れて重くなっているとか、東京に行けばできることなのに、スマホとともに複数のカードを持たねばならないことになっていて、関西に住んでいるとこんな状況なのかは、東京に行くたびに思うのです。

この辺りの不便さというのは結構感じるので、この辺りがなぜできないのかというのは ーユーザーとして疑問を持ちます。その辺りを放置していい問題ではありません。今、言 ったように、競争への悪影響が比較的小さいし、消費者の利便性が増す点はあると思うの ですけれども、今後さらにモニタリングしていく必要があるだろうと思います。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、小林様にお伺いするのですが、小林様に論点3のところで、グーグル社の 主張である検索データを公開すること等がユーザーのプライバシーが損なわれるという意 見がございます。データの公開とプライバシーの侵害は、グーグル社が言うように、一つ ながりのものであるのかどうかが第1点です。

第2点は、もしデータが公開されたときに、他社がグーグルデータにただ乗りをして、 開発インセンティブを失う、これが消費者の利益を損なうことになるという主張もござい ますが、そこら辺も含めて、グーグル社の主張がどの程度妥当なものかについての御意見 を伺えればと思います。

小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

まず1点目の御質問です。匿名化が実際に可能かどうかということだと思うのですけれども、私は匿名加工情報であるとか、この分野の個人データの匿名化については、かなり長い間議論に参加している者ですけれども、検索データで一番問題になってくるのは、自分の名前を入れたりして、または人の名前を入れたりすると、それがずっと残ってきます。誰が検索したのかということがずっと残ってくるというのは、初期の段階から言われてい

ます。これにさらに最近では、位置情報であるとか、様々な時刻であるとか、メタ情報がついて、よりプライバシー性の高い検索データになっていることは承知しています。

単純に日本からアクセスするだけで、ブラウザーを見るだけで、この方は環境変数から 日本に住んでいながら、実は外国籍の人なのだということもすぐに分かりますし、そうい ったものも踏まえて、検索データが構成されていることがあって、かなりプライバシー性 が高いというグーグル社の主張は、一定の理屈はあると思います。

一方で、グーグル社は、グーグルトレンドのような形で、どんな検索ワードが使われているのかといったものについては、パブリックデータとして公表するような自社努力は一応しているのです。そういうものを使って、各国の統計機関が政府統計に生かそうというような取組までされている状況にあります。

何を言いたいのかというと、こういったデータというのは、物すごく価値があるもので、 1社の中に留め置くことは、果たしてそれが社会として適切なのか、効率性としてどうな のかということも議論できるかと。それを思うと、一定の匿名化というか、集計、加工と いったものをした上で、どんどん社会に提供していただくことを促進する意味でも、そう いったものを促進するような規律を何かしら考案できないかという思いでございます。

2点目でございますが、先ほども議論されていましたけれども、今、日本のヤフージャパンは、検索エンジンはグーグルですけれども、その上に自社で載せているのです。だから、ヤフー検索をすると、グーグルとヤフーの間の検索結果は違います。こういったところも各社の味つけによるところもあって、必ずしも皆さんの開発インセンティブが失われるというよりは、むしろ多様性を確保することができるのではないかと思っていまして、その意味では、2番目にあるような開発インセンティブを損なうということには当たらないのではないかということが私の見立てでございます。

最後、1点、細かい話です。3ページ目の論点2の最後のところにある非公表ビジネスデータを競争領域で活用することを禁止する規律をもって足りるかというところをコメントさせていただくと、ここは前回の議論でもアプリやウェブサービスなどの競争領域の部門の情報遮断を求めることについて、一定の効果があるのではないかみたいな議論をさせていただいたと思っておりまして、ここについても、これで足りるというわけではないのですが、禁止するというよりは、使っていないなら使っていないということをきちっと表明してもらう。まさに共同規制のような議論の中で、この部分を手当てできるのであれば、そういったものを検討してはどうかという御提案でございます。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまで先生方、議員の皆様の御意見を伺いました。

事務局からリプライや、御質問はございますでしょうか。

○成田審議官

雑多な論点が並んで、難しい議論だったのですが、本当に貴重な御意見をありがとうご ざいます。

今日のお時間もなくなってしまったので、どなたか一言あればと思いますけれども、ID のところです。先ほど塩野さんからお話があったように、データという意味ではIDはかなり重要なイシューだと思っておりますので、ここで挙がっているようなものは、行為としてはソフトな話ではあるのですけれども、その辺りをもしほかの方でもIDについてのコメントがあればと思いました。

時間もないので、私からは以上です。

○依田座長

今のIDを含めて、御発言がある議員はおられませんか。

○成田審議官

難しいようであれは、大丈夫です。

○依田座長

ありがとうございました。

本日はちょうどこれでお時間になりましたので、今日承ったコメントは、また事務局と 相談しながら、今後のディスカッションにつなげていきたいと思います。

事務局から連絡等、最後よろしくお願いいたします。

○成田審議官

本日は2時間半の長時間、ありがとうございました。また、貴重な御意見を多々いただきまして、ありがとうございます。

次回ですけれども、3月4日を予定させていただいております。また2時間半になって しまいますけれども、3時半から6時を予定させていただいておりますので、よろしくお 願いします。今回、前回の御議論を踏まえて、まとめた形で皆様に御議論いただければと 思っております。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

長時間になって、大変失礼しました。以上をもちまして、本日のワーキンググループを 終了いたします。ありがとうございました。